

令和4年第2回沖縄県議会

(5月臨時会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和4年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分					合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)		
知事公室						0	
総務部					1	1	
企画部						0	
環境部						0	
子ども生活福祉部						0	
保健医療部					1	1	
農林水産部						0	
商工労働部						0	
文化観光 スポーツ部						0	
土木建築部						0	
企業局						0	
病院事業局						0	
教育委員会						0	
公安委員会						0	
合 計	0	0	0	0	2	2	

令和4年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
乙 1	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 2	承認	専決処分の承認について	保健医療部	

令和4年第2回沖縄県議会

(5月臨時会)

乙号議案説明資料

令和4年第2回沖縄県議会(5月臨時会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	承認	専決処分の承認について(沖縄県税条例等の一部を改正する条例)	総務部	1
乙 2	承認	専決処分の承認について(公立大学法人沖縄県立看護大学の徴収する料金の上限の認可について)	保健医療部	2

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 専決処分の承認について(沖縄県税条例等の一部を改正する条例)

【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、ガス供給業に係る法人の事業税の課税方式を見直す等の必要があり、沖縄県税条例等の一部改正について令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

- 1 ガス供給業に係る導管部門の法的分離の対象となる法人等について、製造・小売事業に係る課税方式の4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。
- 2 外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

ガス供給業の課税方式・税率

法人類型		課税方式・税率 ※()内は特別法人事業税の税率	
		R4改正前	R4改正後
ガス製造事業者 (20万円以上の固定資産を運用)	特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う者 〔東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、JERA、関西電力〕	収入割：1% (30%)	<特定ガス供給業> ○ 4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。 収入割 : 0.48% (62.5%) 付加価値割 : 0.77% 資本割 : 0.32%
	上記以外のガス製造事業者 〔北海道ガス、静岡ガス、西部ガス等〕		○ 他の一般の事業と同様とする。 【資本金1億円超】 付加価値割：1.2% 資本割 : 0.5% 所得割 : 1% (260%) 【資本金1億円以下】 所得割 : 7% (37%)※
	経過措置料金規制の対象事業者(上記以外) 〔日本ガス、京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、河内長野ガス、南海ガス〕		
上記以外の者		○ 他の一般の事業と同様(平成30年度税制改正により見直し済) 【資本金1億円超】 付加価値割：1.2%、資本割：0.5%、所得割：1% (260%) 【資本金1億円以下】 所得割：7% (37%)※	

外形標準課税対象法人(資本金1億円超の法人)の税率区分

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
現 行	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
改 正 後	1.0% (3.6%)		

(注) 括弧内は特別法人事業税相当分を含む税率。

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第2号議案 専決処分の承認について（公立大学法人沖縄県立看護大学の徴収する料金の上限の認可について）

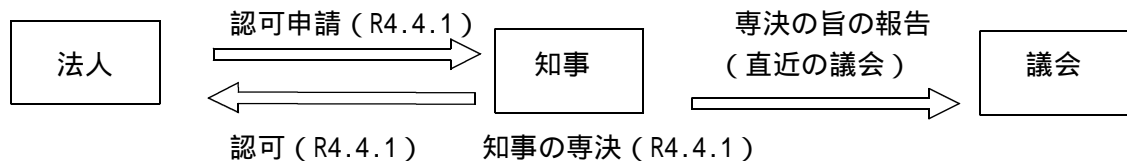
【議案提出の理由】

公立大学法人沖縄県立看護大学の徴収する料金の上限を認可するには、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により議会の議決を必要とするが、当該料金の徴収は、法人の設立日である令和4年4月1日から行うことになるため、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める必要がある。

【議案の概要】

公立大学法人沖縄県立看護大学の徴収する料金の上限について、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例に規定していた授業料や入学料等の額を上限として認可する。

【説明】



地方独立行政法人法

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。